



2026 年 9 月 17 日

各 位

会 社 名 株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
代表者名 代表取締役社長 伴 将行
(コード番号 4436 東証グロース)
問合せ先 ファイナンス&ストラテジー本部 執行役員 前田 陽介
(TEL：03-6274-6493)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年 12 月初旬開催予定の臨時株主総会（以下、「本臨時株主総会」）の招集のための基準日設定について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等

当社は、本臨時株主総会において議決権を行使することが出来る株主を確定するため、2026 年 10 月 15 日（木）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主をもって、その議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日： 2026 年 10 月 15 日（木）
- (2) 公告日： 2026 年 9 月 30 日（水）
- (3) 公告方法： 電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<http://kmasterplus.pronexus.co.jp/main/corp/m/3/m349/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等

本日公表いたしました「金融ソリューション事業に経営資源を集中～完全子会社である株式会社ライブドアを SBI グループへ譲渡し、NTT データ・SBI グループとの新たな資本・業務提携体制を構築～」においてお知らせしておりますとおり、当社は、当社連結子会社である株式会社ライブドア（代表取締役社長：宮本直人、以下「ライブドア」）の株式の全部を、SBI ホールディングス株式会社（本社：東京都港区、代表取締役会長兼社長：北尾 吉孝、以下「SBI」）を親会社とする連結子会社及び持分法適用関連会社から構成される SBI グループに譲渡すること（以下、「本ライブドア株式譲渡」）について、本日開催の当社取締役会で決議し、本日付けで「株式譲渡基本合意書」を締結いたしました。

本ライブドア株式譲渡を実行するにあたっては、ライブドアの株式の帳簿価額が当社の総資産の 5 分の 1 を超えるため、会社法第 467 条第 1 項第 2 号の 2 に基づき、当社株主総会における特別決議に

より承認可決されることが必要となります。そのため、当社では、本臨時株主総会を招集し、本臨時株主総会において、今後締結される予定の本ライブドア株式譲渡に係る株式譲渡契約の承認及び関連事項の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第お知らせいたします。

以上